八王子市児童発達支援センターサービス推進事業補助金交付要綱

平成２７年４月１日施行

改正　平成３１年４月１日　令和７年４月１日

（目的）

第１条

児童発達支援センターサービス推進事業補助金は、社会福祉法人、日本赤十字社、特定非営利活動法人、一般財団法人（公益財団法人を含む。）、一般社団法人（公益社団法人を含む。）、医療法人、学校法人又は宗教法人（以下「法人」という。）が、八王子市の区域内に設置する児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第４３条に規定する児童発達支援センターの運営（以下「補助事業」という。）に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、施設利用者の福祉の向上を図ることを目的とし、補助金等の交付の手続等に関する規則（昭和３５年八王子市規則第１９号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象施設）

第２条

この補助金は、法人が八王子市の区域内に設置し、かつ、適正な運営が行われている児童発達支援センターを交付の対象とする。

さらに、設置者が次に掲げるものである場合は対象としない。

（１）暴力団（八王子市暴力団排除条例（平成２３年八王子市条例第２３号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２）法人その他の団体の代表者、役員、使用人その他の従業者又は構成員に、暴力団員等（暴排条例第２条第２号に規定する暴力団員及び同条第３号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの。

（補助対象経費）

第３条

１　この補助金の交付対象となる経費は、第２条に該当する児童発達支援センターの運営に要する経費とする。

２　補助事業を実施する年度（以下「事業実施年度」という。）の4月1日から3月31日までに支払いが完了した経費を補助対象とする。ただし、人件費や光熱水費など事業実施年度の支出であって、3月31日までに支出が完了しない経費については、市の出納整理期間中に支払額を確定し、経費の支払いを確認できる場合にのみ補助対象とする。

（補助金の交付額）

第４条

この補助金の交付額は、次の１から３により算定した額の合計額（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とする。

１　基本補助額

(1) 別表１に定める定員規模別の単価に各月初日の定員を乗じて得た額とする。

ただし、各月初日の定員に東京都重症心身障害児（者）通所事業実施要領の適用を受ける児童が含まれる場合は、「各月初日の定員」を「各月初日の定員から当該児童の人数を除いた数」に読み替える。

(2) (1)の規定にかかわらず、３年（当該年度及び過去２か年度）に一度以上、東京都の福祉サービス第三者評価を受審していない場合は、(1)により算定した額に０．５を乗じて得た額とする。ただし、新規開設施設については、「３年（当該年度及び過去２か年度）に一度以上」を「開設から３年（開設年度の翌々年度まで）に一度以上」に読み替える。

２　努力・実績加算

次に掲げる加算項目のうち該当するものについて、別表２により算定した額の合計額とする。

(1)　障害者等雇用加算

次に掲げるいずれかの者（ただし、特定就職困難者雇用開発助成金その他の助成金の対象となる者を除く。）を職員配置基準以外に雇用し、その総雇用時間（有給休暇及び超過勤務等を含む。）が４００時間以上である場合

ア　身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所有する者

イ　満６０歳以上６５歳未満の者

ウ　母子家庭の母若しくは寡婦又はこれらに準じて取り扱うべき者

(2)　障害児早期療育支援加算

児童の障害にあった個別指導等を実施する必要があると施設長が認め、家庭等へ訪問し、又は通常のサービス提供時間を超えて個別指導等を実施した場合

(3)　就学支援加算

ア　在園児

在園している就学前半年の児童であって、就学前の支援が必要であると施設長が認め、家庭訪問による個別援助・相談、発達・言語・健康等に係る支援、情報や知識の提供又はその他の必要な支援を実施した場合

イ　卒園児

在園している児童のうち卒園し就学することが見込まれる児童であって、卒園後の支援が必要であると施設長が認め、学校等との連絡調整、家庭訪問等による児童・保護者へのサポート又はその他の必要な支援を記載した支援計画書を作成した場合

(4) 医療的ケア児受入支援加算

看護職員を配置し医療的ケアスコア３点以上１６点未満の医療的ケア児を支援した場合

ただし、医療的ケアスコア３点以上１６点未満の医療的ケア児が３人以上となった場合は、１人目から加算の対象とならない。また、同時に医療的ケアスコア１６点以上の医療的ケア児を支援している場合は、加算の対象とならない。

３　福祉サービス第三者評価受審経費

東京都の福祉サービス第三者評価の受審に係る経費について、別表３により算定した額とする。

（補助金の交付申請）

第５条

この補助金の交付を受けようとする法人は、第１号様式による補助金交付申請書に関係書類を添えて、八王子市長（以下「市長」という。）の指定する期日までに提出しなければならない。

（補助金の変更交付申請）

第６条

この補助金の交付申請の内容を変更しようとする法人は、第２号様式による変更交付申請

書に関係書類を添えて、市長の指定する期日までに提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）
第７条
１　市長は、第５条又は第６条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、交付を決定し、第５号様式による交付決定通知又は第６号様式による変更交付決定通知書により、法人に対して通知するものとする。
２　市長は、次のいずれかに該当する施設に対しては、補助金の一部又は全部を交付しないことができる。
(1) 児童福祉法、社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したもの。
(2) 児童福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号)、社会福祉法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反した法人が設置するもの。
(3) 児童福祉法及び社会福祉法の規定に基づき地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導（文書による指摘に限る。以下同じ。）について、度重なる指導にもかかわらず、改善しないもの又は改善の見込みがないもの。
(4) 社会福祉法その他の法律の規定に基づき国の行政機関の長及び地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導について、度重なる指導にもかかわらず、改善しない法人又は改善の見込みがない法人が設置するもの 。
(5) 八王子市と東京都による協議において決定されたもの。

（補助金の請求）
第８条
第７条の規定による交付の決定を受けた法人は、請求書（別記第３号様式）により市長に請求するものとする。

（補助金の交付）
第９条
この補助金は、第７条の規定により決定した額を各月末日までに概算交付する。

（事情変更による決定の取り消し等）
第１０条
市長は、交付の決定の後においても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

（事故報告等）
第１１条
法人は、補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況を書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）
第１２条
法人は、市長の求めに応じて、補助事業の遂行の状況に関し、書面により報告しなけれ

ばならない。

（遂行命令及び遂行の一時停止命令）
第１３条
１　市長は、法人が提出する報告、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２１条第２項の規定による調査等により、補助事業がこの補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、法人に対しこれらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずる。
２　法人が１の命令に違反したときは、市長は、法人に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

（実績報告）
第１４条
法人は、補助事業が完了したときは、すみやかに、実績報告書（別記第４号様式）を提出しなければならない。

（補助金の額の確定）
第１５条
市長は、第１４条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、第７号様式により法人に対して通知する。

（是正のための措置）
第１６条
市長は、第１５条の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、法人に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための処置をとることを命ずる。

（決定の取消し）
第１７条
１　市長は、法人が次のいずれかに該当した場合は、この交付の決定の全部又は一部を取り消す。
ア　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
イ　補助金を他の用途に使用したとき。
ウ　その他この交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。
２　１の規定は、第１５条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）
第１８条
市長は、第１０条又は第１７条の規定によりこの交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

（補助金の精算）
第１９条
　市長は、第１５条の規定により当該補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した後において、交付済みの補助金の額より対象経費の実収支額が少ない場合には、期限を定めて、その差額の精算を行うものとする。

（その他）
第２０条
１　この補助金は、都制度の改定時期を終期として見直しを行うこととする。
２　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則
第１　この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。
第２　この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。
第３　「主として難聴児を通わせる施設」に係る基本補助の額の算定については、平成２７年度においては、本則第４条の１(2)の規定は適用しない。

別表１（第４条関係）

基本補助単価

種別	定員規模	月額単価 （一人当たり）
主として難聴児以外を通わせる施設	２０人以下	41,300
	２１～３０人	31,500
	３１～４０人	25,800
	４１～５０人	23,000
	５１～６０人	20,700
	６１～７０人	19,400
	７１～８０人	18,100
	８１～９０人	17,400
	９１～１００人	16,500
	１０１～１１０人	16,100
	１１１～１２０人	15,500
主として難聴児を通わせる施設	３０人以下	12,700
	３１～４０人	11,600

別表２（第４条の２関係）

加算の種類	単価		算定基準
障害者等雇用加算	400～799 時間 800～1,199 時間 1,200～1,599 時間 1,600～1,999 時間 2,000～2,399 時間 2,400 時間以上	435,000 726,000 1,016,000 1,306,000 1,597,000 1,887,000	総雇用時間数に応じた金額 （１施設当たり年額）
障害児早期療育支援加算		（月額）　11,610	単価×各月初日の加算対象者数
就学支援加算	在園児	（月額）　11,610	単価×各月初日の加算対象者数 （一人当たり６月を限度）
	卒園児	（年額）　46,440	単価×加算対象者数
医療的ケア児受入支援加算	加算対象者を１人受け入れた日	（日額）　15,200	単価×日数
	加算対象者を２人受け入れた日	（日額）　7,500	

別表３（第４の３関係）
福祉サービス第三者評価
受審経費

種類	算定基準
第三者評価受審経費	第三者評価受審に係る評価機関への支払額（ただし、７０万円を上限とする。）

別 紙

交 付 の 条 件

この補助金は次に掲げる条件を付して交付する。

１　補助金の交付時期及び交付回数

補助金の交付時期及び交付回数は、第７条の規定により決定した額を各月末日支払いとする。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

２　承認事項

法人は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき（ただし、軽微なものを除く）。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

３　他の補助金等の一時停止等

市長は、法人に対し補助金の返還を命じ、法人が当該補助金の全部又は一部を納付しない場合において、法人に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

４　財産の管理義務

補助事業により取得した財産については、取得後及び助成事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

５　関係書類帳簿の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入、支出その他の関係書類を、当該事業の属する会計年度終了後５年間整理保管しなければならない。

６　事業の監査

補助事業者は、市長若しくはその委任を受けた者又は監査委員の監査に応じなければならない。